

令和3年1月18日

お客様各位

小田原第一信用組合

「未利用口座に対する口座管理手数料」の導入について

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

当組合では、長期間利用されていない口座がマネーロンダリング等の犯罪に利用される被害を防止する観点から、『令和3年4月1日』以降に新規に開設される普通預金口座ならびに貯蓄預金口座につきましては、未利用口座管理手数料をご負担いただくこととしました。

また、未利用口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は自動的に解約する取扱いを導入させていただきます。何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

※未利用口座管理手数料はあくまでも『令和3年4月1日』以降に開設する口座に対するものであり、令和3年3月末時点で既に開設されている口座は対象外です。

※ 先行きもご利用の予定がない口座は、解約されることをお勧めします。

記

1. 未利用口座の範囲

対象口座	令和3年4月1日以降に新規開設される以下の預金口座を対象とします。 ・普通預金(総合口座、無利息型普通預金を含みます)、貯蓄預金 ※ 紛失・盗難などによって、利用が停止されている口座も対象とします。
	以下のいずれかに該当する場合は、対象外とします。 ・預り金融資産(定期預金、定期積金、国債、しんくみ相続信託など)がある場合 ・融資取引(手形貸付、証書貸付、カードローンなど)がある場合
対象要件	最後の預入れまたは払戻し(以下、「お取引」といいます)があった日から2年以上、一度もお取引がない口座を対象とします。 ※ 預金利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落としは、お取引に含みません。

2. 未利用口座管理手数料

手数料	1年間1,200円(別途消費税)
手数料自動引落の流れ	・お客さまの口座が未利用口座の対象となった場合、対象口座になった日の属する年度の翌年度初月(4月頃)にお届けの住所に「ご案内」を送付します。 ・「ご案内」送付後も引続きお取引がない場合には、「ご案内」送付の2か月後(6月頃)に未利用口座管理手数料を引き落とします。 ※ お客さまにご負担いただく未利用口座管理手数料は返却いたしません。 (例)最後のお取引日が「令和4年4月1日～令和5年3月31日」の場合 「令和6年4月1日～令和7年3月31日」に未利用口座の対象となり、令和7年4月頃に「ご案内」を送付します。ご案内送付後もお取引がない場合には、令和7年6月頃に未利用口座管理手数料を引き落とします。

3. 対象口座の自動解約

自動解約の流れ	・上記の手続きに際して、未利用口座管理手数料を全額引き落とすことができない場合は、未利用口座を自動的に解約します。(口座残高が0円の場合も同様に自動解約します。) ※ 未利用口座管理手数料の不足分をお客さまに請求することはありません。 ※ 自動解約した口座の通帳ならびにキャッシュカードはこれ以降利用できませんのでご留意願います。
---------	---

以上

小田原第一信用組合

【本件に関する問合せ先：業務部 0465-23-0292】